

ヘルパーステーションれんげ（料金表）

介護予防・日常生活支援総合事業

（訪問型サービス事業）

（令和3年4月1日）

【料金表】

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。※下記にての料金表は3割負担は、省略させていただきます。

（1）訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

| サービス名称 | サービスの内容 | 基本利用料 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) |
|---------------------|-------------------------------------|-----------|---------------|---------------|
| 訪問型サービスⅠ (1月につき) | 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1、2） | 11,760円/月 | 1,176円 | 2,352円 |
| 訪問型サービスⅡ (1月につき) | 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1、2） | 23,490円/月 | 2,349円 | 4,698円 |
| 訪問型サービスⅢ (1月につき) | 週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援2） | 37,270円/月 | 3,727円 | 7,454円 |

上記の基本利用料は、もとす広域連合が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。尚、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 | | |
|----------------------------|--|--------|---------------|---------------|
| | | 基本利用料 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) |
| 初回加算 | 新規の利用者へサービス提供した場合 | 2,000円 | 200円 | 400円 |
| 生活機能向上連携 加算Ⅰ (1月につき) | サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 | 1,000円 | 100円 | 200円 |
| 介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※ | 所定単位数の137/1000加算 | 13.70% | 平成30年4月1日適応 | |
| 介護職員特定処遇 改善加算Ⅰ ※ | 所定単位数の63/1000加算 | 6.30% | 令和1年10月1日適応 | |

注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。